

国立大学法人京都大学総長選考会議規程

(平成十六年五月十九日総長選考会議決定)

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第六条第二項の規定に基づき、国立大学法人京都大学の総長選考会議(以下「総長選考会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第二条 総長選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 国立大学法人京都大学経営協議会規程(平成十六年達示第三号)第二条第一項第四号の委員のうちから経営協議会において選出されたもの

二 国立大学法人京都大学教育研究評議会規程(平成十六年達示第四号)第二条第一項第三号から第八号までの評議員のうちから教育研究評議会において選出されたもの

2 前項第一号及び第二号の委員の数は、同数とし、その数はそれぞれ六名を標準とする。

3 第一項第一号及び第二号の委員の任期は、それぞれ、経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員としての任期と同一とする。

(職務)

第三条 総長選考会議は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 総長の選考

二 総長の解任の文部科学大臣への申出

(議長)

第四条 総長選考会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

2 議長は、総長選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ議長が指名するものが、その職務を代行する。

(招集)

第五条 総長選考会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員総数の三分の一以上共同して書面により要求があつたときは、総長選考会議を招集しなければならない。

(開会)

第六条 総長選考会議は、委員の半数以上が出席し、かつ、第二条第一項第一号及び第二号の委員が、それぞれ二名以上出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第七条 総長選考会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(雑則)

第八条 総長選考会議に関する事務は、総務部総務課において処理する。

第九条 この規程に定めるもののほか、総長選考会議の議事の運営その他必要な事項は、総長選考会議の議を経て議長が定める。

附 則

この規程は、平成十六年五月十九日から施行する。